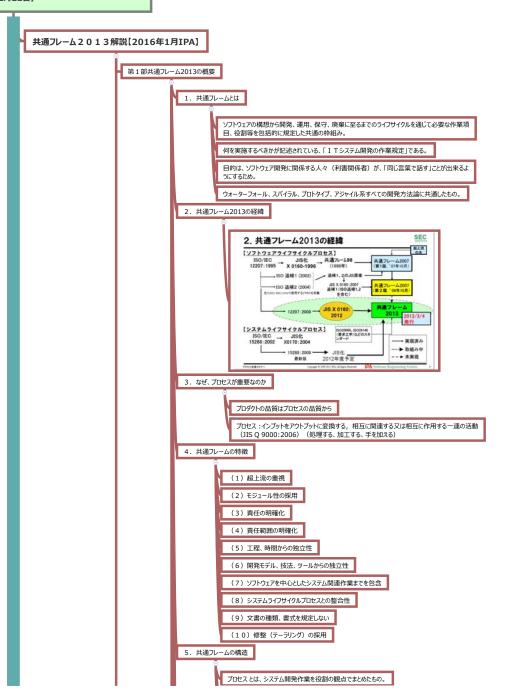
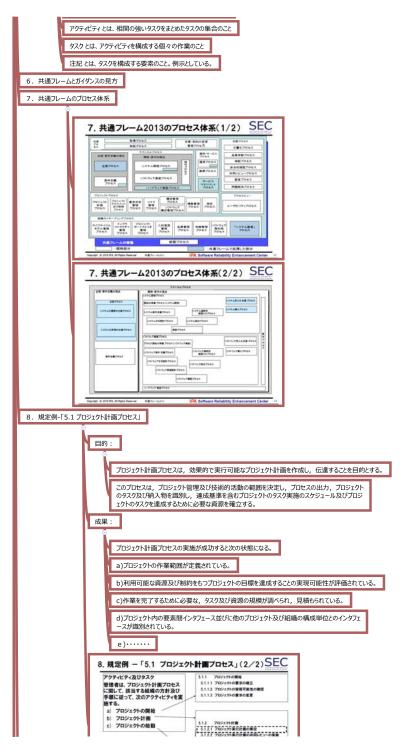
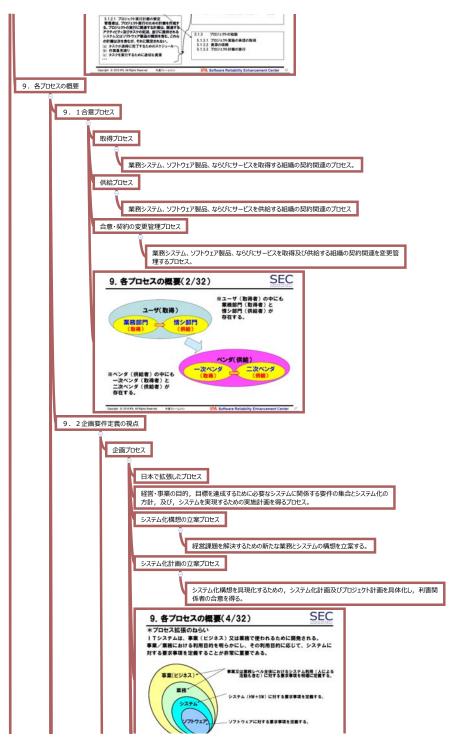
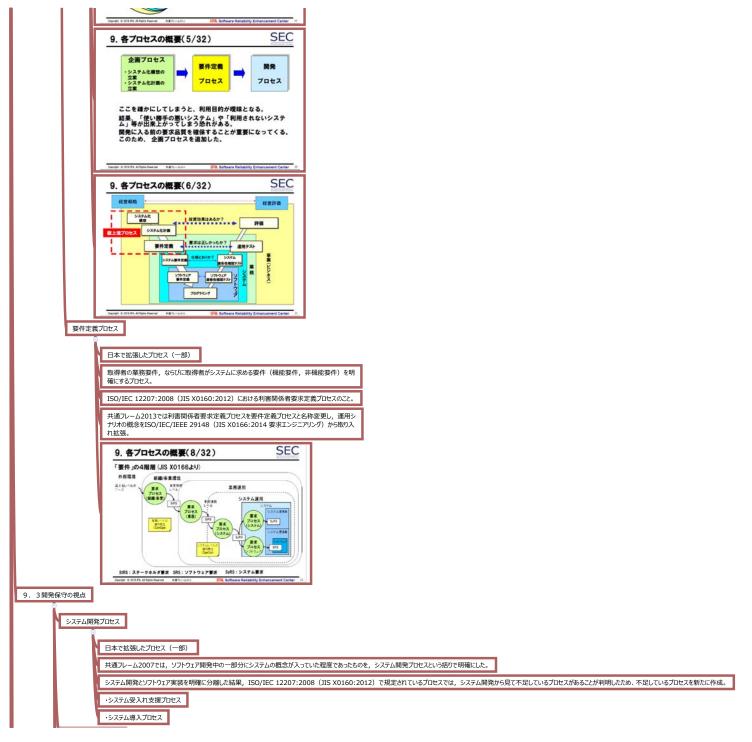
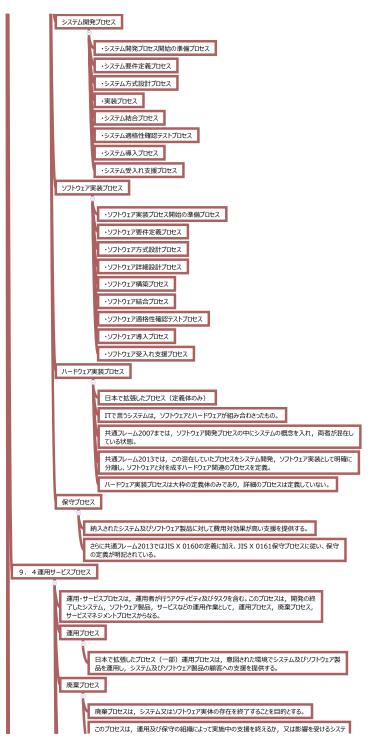
Bib04-07 共通フレーム2013とユーザのための要件定義ガイド【2017年 12月22日】



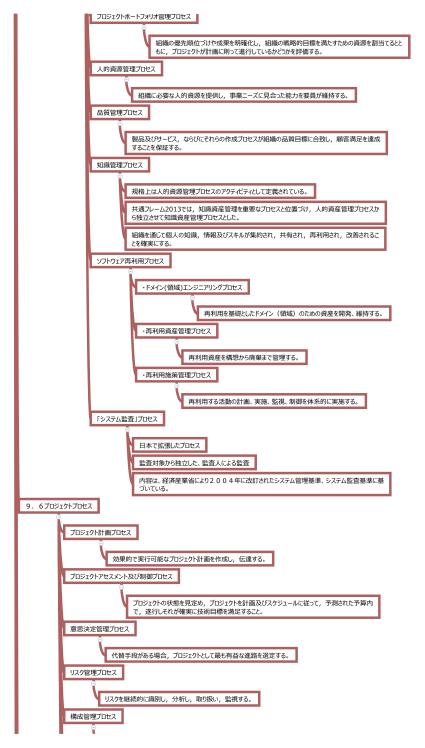


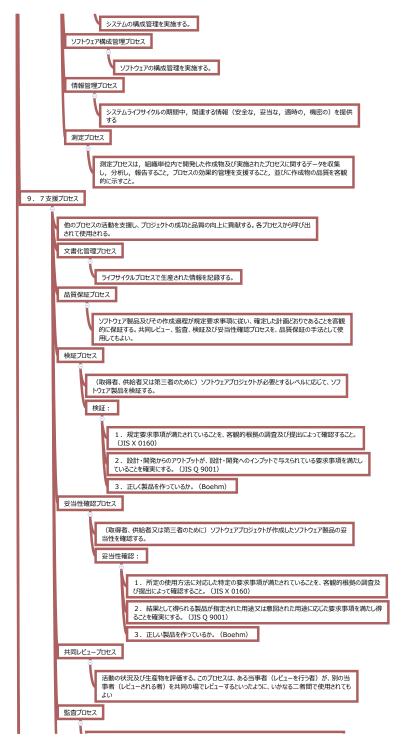


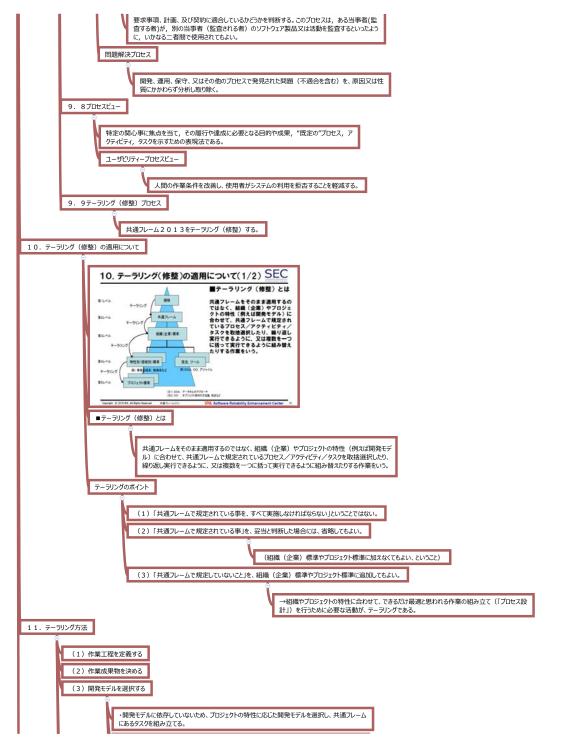


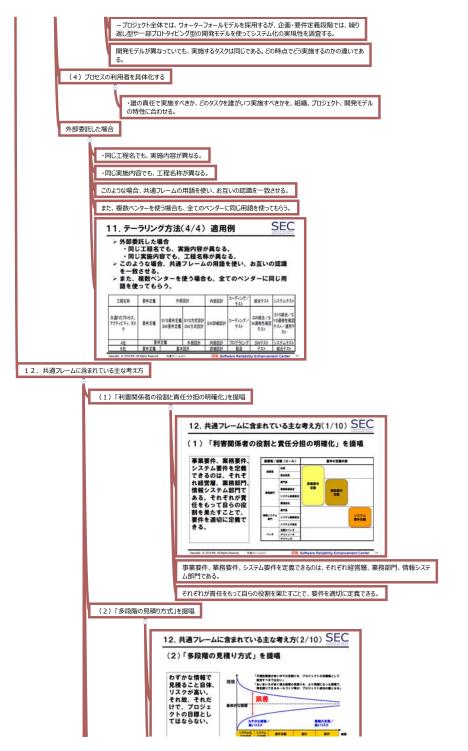


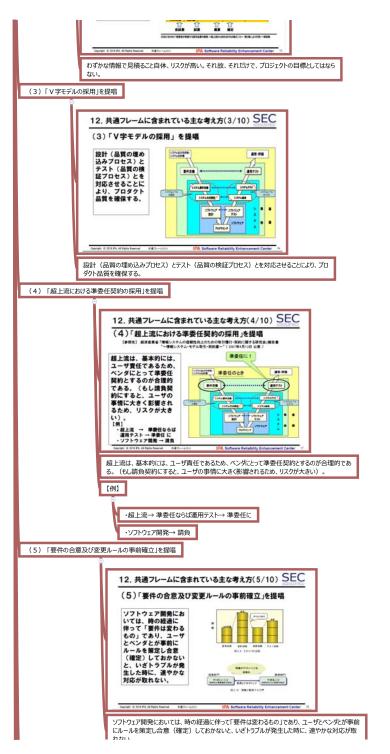
ム及びソフトウェア製品を最終の状態にし、かつ、その(運用)環境を好ましい状態にして、起動 不能にしたり、解体したり、取り除いたりする。このプロセスは、法令、合意、組織の制約及び利 害関係者要件に従って、健全なやり方で、システムのソフトウェア要素及び関連製品を破棄又は 保管する。必要な場合は、監視される可能性がある記録を維持する。 サービスマネジメントプロセス 日本で拡張したプロセスサービスマネジメントプロセスは、JIS Q 20000に準拠したサービスマネジメ ントシステムを構築している組織が、システムやソフトウェア製品を運用することで顧客にITサービス を提供するにあたり、サービス提供者の活動と資源を指揮し、管理する。 SEC 9. 各プロセスの概要(17/32) サービスマネジメントプロセスと運用プロセス 共通フレーム2007では、主に業務システムを取得するまでの プロセスを中心に、取得者と供給者の作業を記述してきた。運 用は取得後の後工程の位置付けであった。 ***** **** ******* **** 88-80 SHEE **** 解説 業務システムは、取得しただけでは何の価値も生まない。システムを運用し、業務で利用されて 初めて価値を生む。 経営者は、システム取得を一過性の投資としてIT部門に任せるのではなく、業務運用あるいは改 善の一環としてとらえ、事業の発展に合わせてシステムを育てるという見方をすることが重要になって 運用・サービスプロセスを充実させ、運用を重視した開発が可能となるようタスクやガイドの一部を 更新。 特にサービス運用については、国際規格ISO/IEC 20000 (JIS Q20000) が広く受け入れられ てきていることから、ISO/IEC 20000 (JIS Q20000) を既に導入している企業が共通フレーム との整合を図れるようにISO/IEC 20000 (JIS Q20000) のプロセスとのインタフェースとなるサー ビスマネジメントプロセスを新設した。 SEC 9. 各プロセスの概要(19/32) 現在の運用の位置付け 10.01-開発 移行 将来(to be) - 企画・計画 现状(as is) RECEE 88-86 ESZZ. nome 09E-09 ITMA 9. 5組織のプロジェクトイネーブリングプロセス プロジェクトを支援するために必要な資源及び基盤を提供し、組織目標及び確立された合意を満 足させることを確実にする。 ライフサイクルモデル管理プロセス 共通フレーム2007の改善プロセスがライフサイクルモデル管理プロセスに名称変更したもの。 ある組織(取得者,供給者,開発者,運用者,保守者,その他のプロセスの管理者)が, 自らのライフサイクルプロセスを確立、測定、制御、評価又は改善する。 インフラストラクチャ管理プロセス ライフサイクルプロセスのための基盤となる構造を確立する。

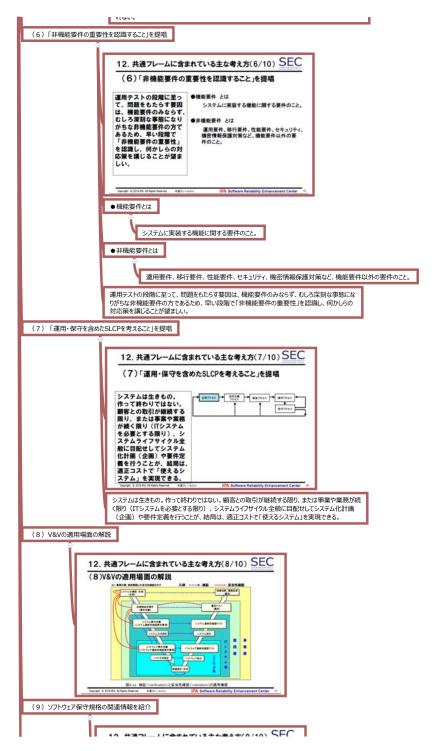


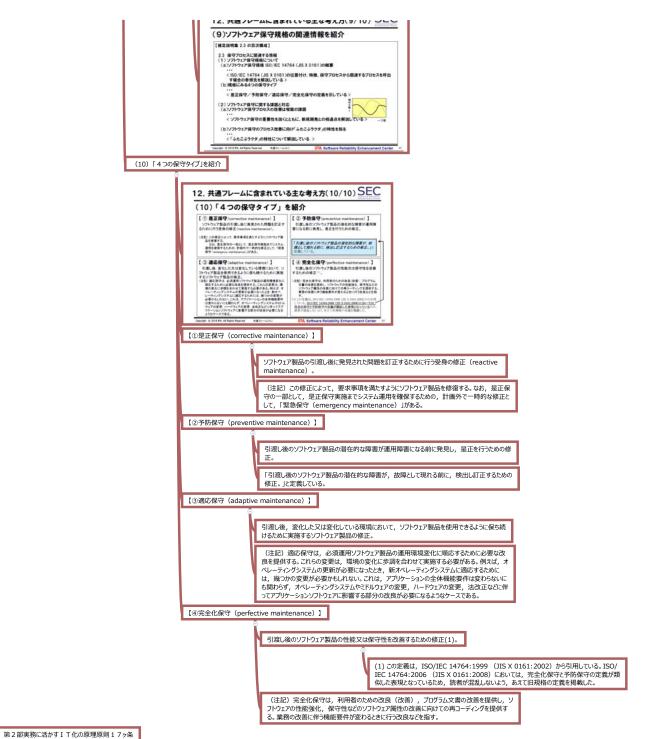










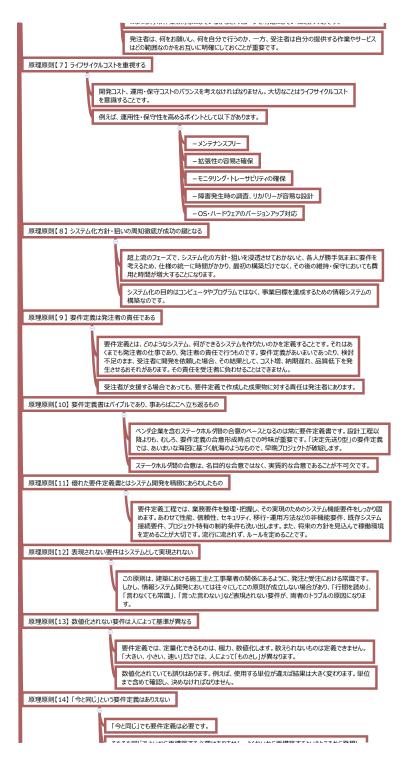


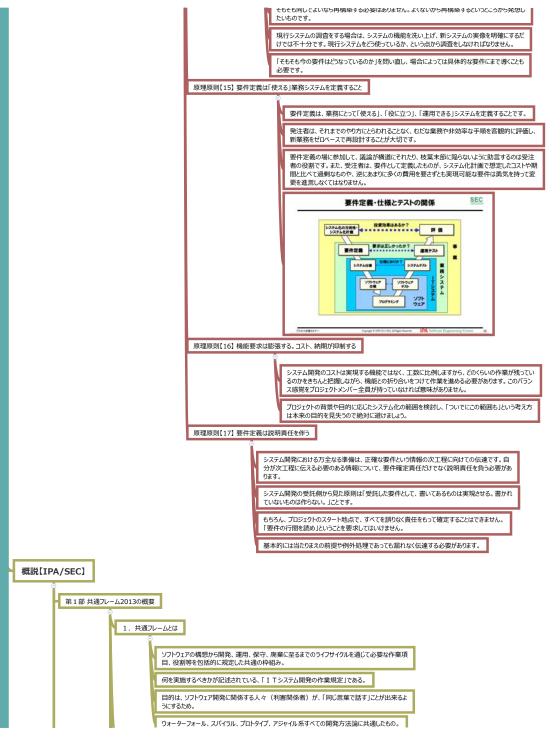


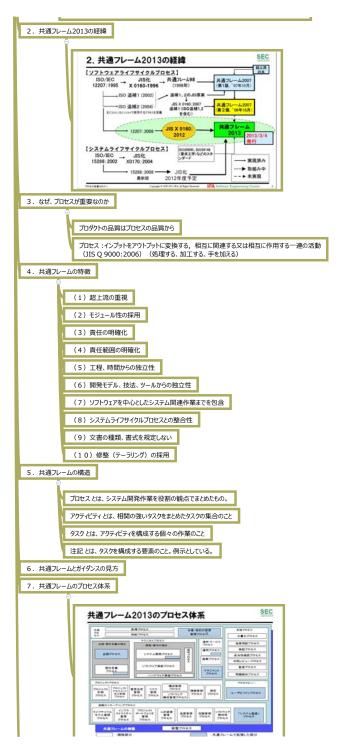
証拠のない口約束のように、決まったと了解していることが、それ以降の都合で無責任に変更とな り、残念な思いをする、ということはよくあります。 決め事は可能な限り文章に残し、承認ルール(主体と方法)の確認をして、信頼度を高めなけれ ばいけません。 承認は合意に基づいていることが必要です。 原理原則【3】プロジェクトの成否を左右する要件確定の先送りは厳禁である 要件定義は開発全体の成否を左右重要な工程です。曖昧な要件のまま開発が始まると、プロジ ェクトが失敗するリスクが大きくなります。 特に、システムの出来を左右する要件に高いリスクを抱えたまま、プロジェクトを進めることは危険で す。あせってベンダに開発を依頼しても、先に進めず、かえって時間・コストがムダになることもありま 解決の目処が立つまでは、先に進まない勇気も必要です。 原理原則【4】ステークホルダ間の合意を得ないまま、次工程に入らない プロジェクトを起こした業務企画担当者は、プロジェクト責任者として、これらステークホルダの方針、 意見、課題などについて、漏れなく綿密に把捉し、できることとできないことをIT担当者、ベンダととも に切り分け、業務要件として取りまとめていく責任を果たす必要があります。 ステークホルダもまた、システムの供給側に立つ場合は、積極的にシステム開発要件の策定に参加 し、利用者ニーズを確実に把握して、正確にシステム機能に反映していくことが必要です。 原理原則【5】多段階の見積りは双方のリスクを低減する SEC 見積り時期とリスク 規模 3-3-5-2番 27/27(シーモノイ集) 7-9日後 長終的な規模・ わずかな情報/ 高いリスク 情報の充実/ 低いリスク 要件定義 見積り① 見積り② 見積り② 見積り④ (注) 文献: Berry Boshn 等の"Software Engineering Economics (Prentice-Hall社)"の図に基づきSEC作成 不確定要素が多い中での見積りをプロジェクトの目標値として設定すべきではありません。 あいまいさがある段階の見積りを、はっきりした段階で見積り直せるルールづくりなどがプロジェクト成 功の鍵となります。 要件の不確定さやプロジュクトの特性・リスクに応じて、適切な契約方式(多段階契約、インセンテ イブ付契約など)を選択することにより、発注者・受注者の双方にメリットが生まれます。多段階と は、受注先をその都度変えるということではなく、固まり具合に応じて見積り精度をあげていこうという ことです 原理原則【6】システム化実現の費用はソフトウェア開発だけではない SEC システム開発プロジェクトの構成要素 フラ祭課 (注) システム化の方向性から無件定義

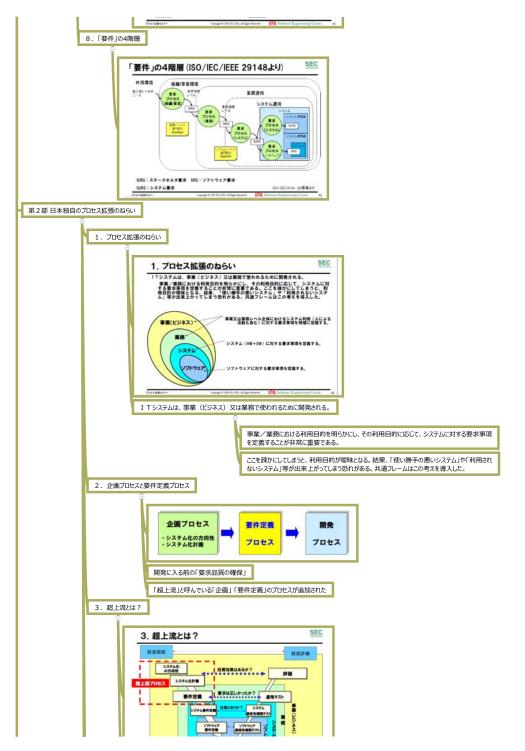
> のような付帯作業も対象にしているかなど、スコープを明確にしていくことが大切です。 - 15 -

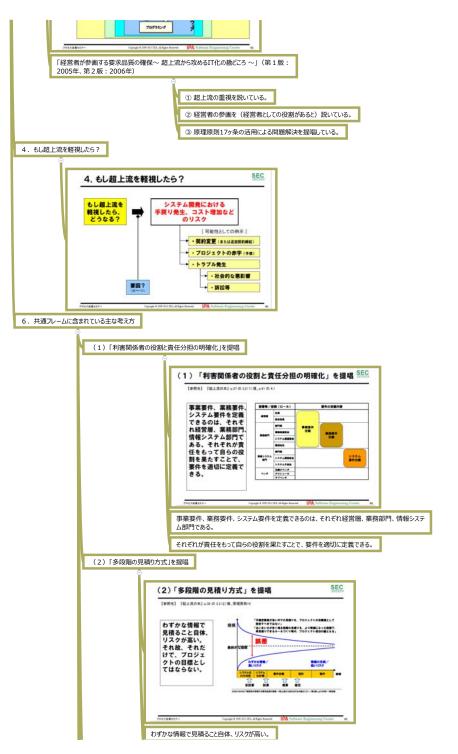
見積り範囲がソフトウェア開発のことだけを指しているのか、インフラ整備(システム基盤整備)など

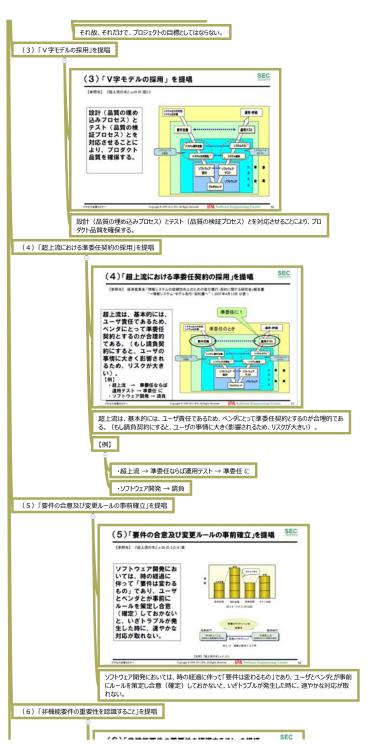


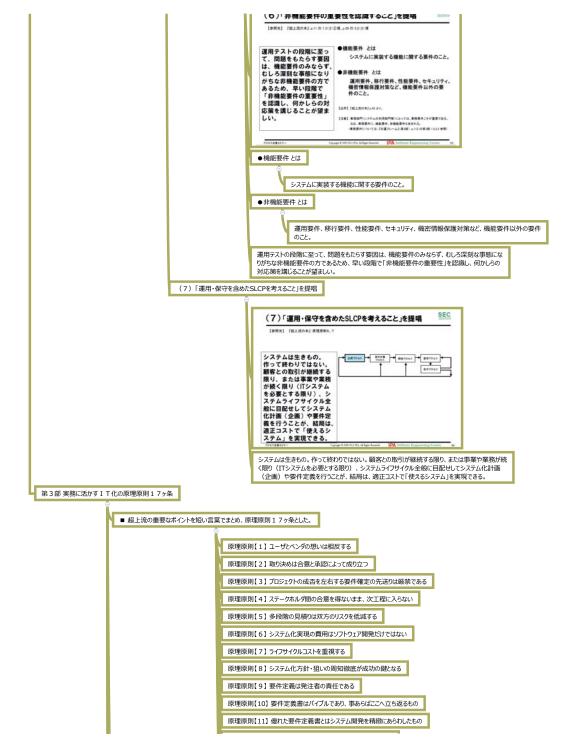










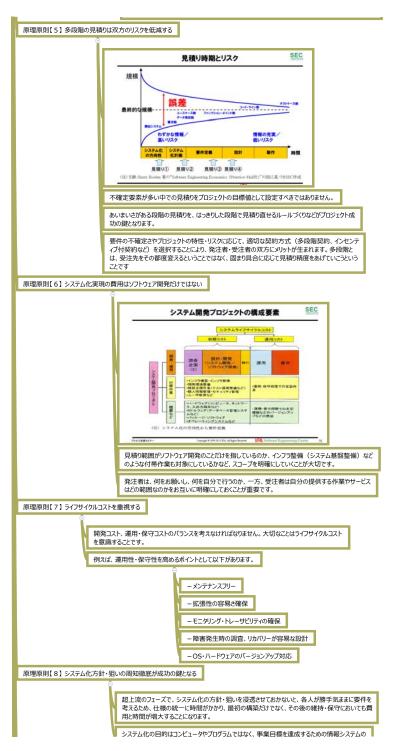


```
原理原則【12】 表現されない要件はシステムとして実現されない
                     原理原則【13】 数値化されない要件は人によって基準が異なる
                     原理原則【14】「今と同じ」という要件定義はありえない
                     原理原則【15】要件定義は「使える」業務システムを定義すること
                     原理原則【16】機能要求は膨張する。コスト、納期が抑制する
                     原理原則【17】要件定義は説明責任を伴う
原理原則17ヶ条の構成
        原理原則条項: 原理原則は「超上流」において必要とされる事柄を、格言のように短く表現した
        基本的な考え方: 原理原則を理解しやすくするため、原理原則の基になる考え方を説明したもの
         行動規範: 原理原則の基づいて、受注者・発注者のそれぞれが具体的にどのように行動すべき
        か示したもの
原理原則【1】ユーザとベンダの想いは相反する
                 ユーザ企業・ベンダ企業の相反する想い

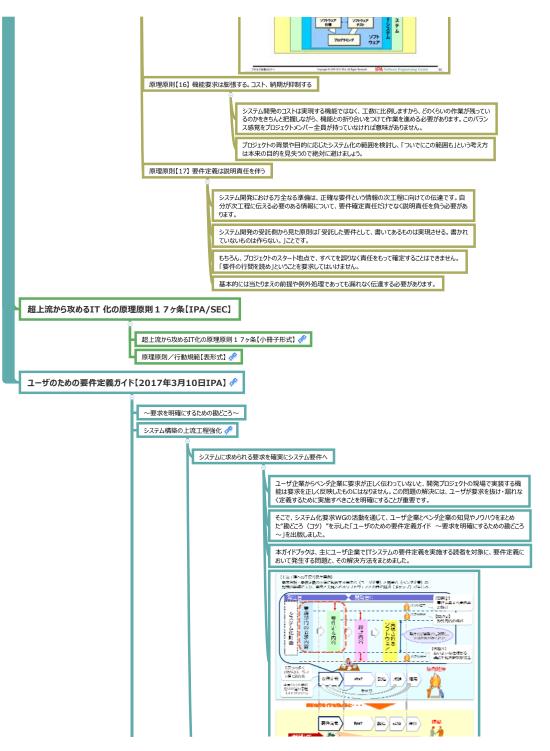
        システムの
        システム
        システム
        ソフトウェア
        プログラ

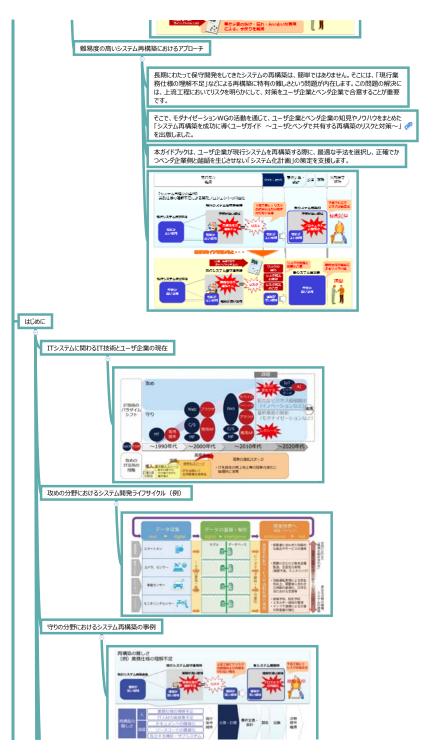
        方向性
        化計画
        設計
        設計
        ジング

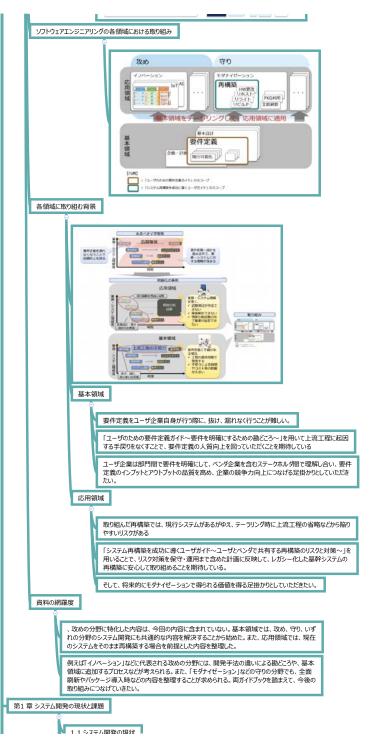
              ユーザ企業の
想い
予算は早く投資判断するため、早く欲しい 原側し
               ベンダ企業の
要件は一刻も早く確定したものが欲しい
                想い 予算はリスクがあるので、なるべく後に出したい 開側し
                                      責任ある 見
積が可能な要 ペンダ
                       ユーザ 投資判断 用見積
               やるべきこと
               ITシステムの企画・開発の現場では、ユーザ企業とベンダ企業の相反する想いがあります。例えば、
              ユーザ企業は、要件はできるだけじっくり詰めたいし、予算は早期の投資判断を求められるので最終
              費用を早く確定してほしいとの想いがあります。他方のベンダ企業の想いはまったくその逆です。これ
              がお互いにとってそもそもの不幸の始まりとなります
              開発規模(工数)に見合った、最低限の工期を確保できなければ顧客満足を満たす開発はでき
              ません。受注者には開発規模に見合った工期を主張することが求められます。
原理原則【2】取り決めは合意と承認によって成り立つ
                証拠のない口約束のように、決まったと了解していることが、それ以降の都合で無責任に変更とな
                り、残念な思いをする、ということはよくあります。
                決め事は可能な限り文章に残し、承認ルール(主体と方法)の確認をして、信頼度を高めなけれ
                ばいけません。
                承認は合意に基づいていることが必要です。
原理原則【3】プロジェクトの成否を左右する要件確定の先送りは厳禁である
                     要件定義は開発全体の成否を左右重要な工程です。曖昧な要件のまま開発が始まると、プロジ
                     ェクトが失敗するリスクが大きくなります。
                     特に、システムの出来を左右する要件に高いリスクを抱えたまま、プロジェクトを進めることは危険で
                     す。あせってベンダに開発を依頼しても、先に進めず、かえって時間・コストがムダになることもありま
                     解決の目処が立つまでは、先に進まない勇気も必要です。
原理原則【4】ステークホルダ間の合意を得ないまま、次工程に入らない
                    プロジェクトを起こした業務企画担当者は、プロジェクト責任者として、これらステークホルダの方針、
                    意見、課題などについて、漏れなく綿密に把捉し、できることとできないことをIT担当者、ベンダととも
                    に切り分け、業務要件として取りまとめていく責任を果たす必要があります。
                    ステークホルダもまた、システムの供給側に立つ場合は、積極的にシステム開発要件の策定に参加
                    し、利用者ニーズを確実に把握して、正確にシステム機能に反映していくことが必要です。
```

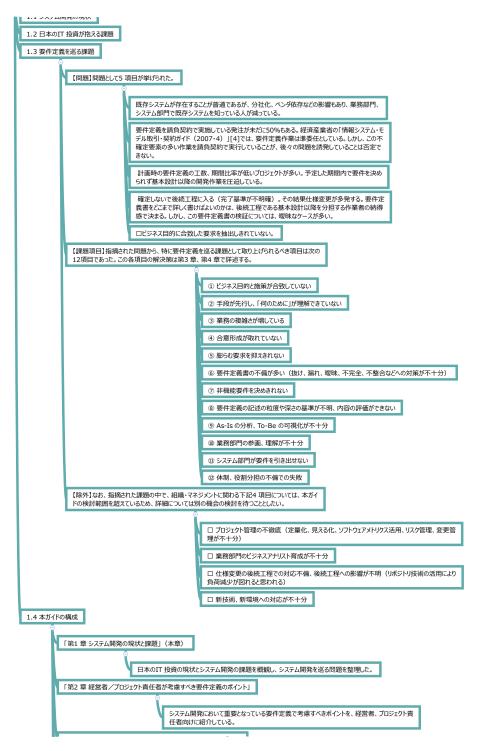


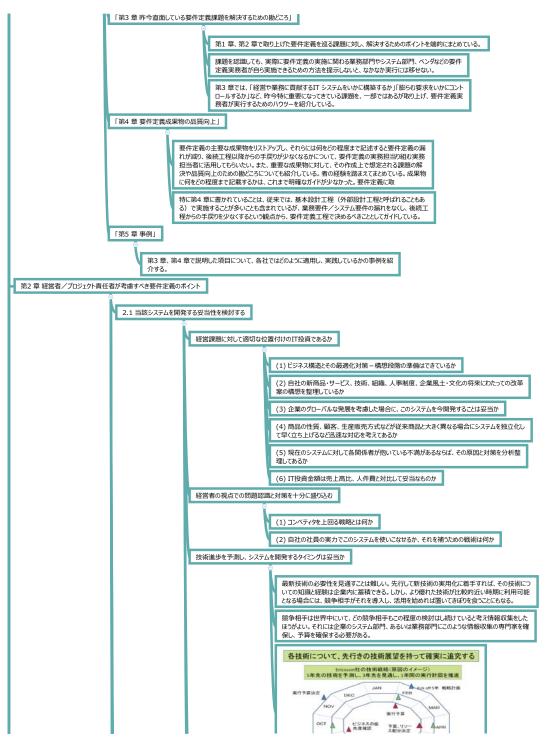
構築なのです。 原理原則【9】要件定義は発注者の責任である 要件定義とは、どのようなシステム、何ができるシステムを作りたいのかを定義することです。それはあ くまでも発注者の仕事であり、発注者の責任で行うものです。要件定義があいまいであったり、検討 不足のまま、受注者に開発を依頼した場合、その結果として、コスト増、納期遅れ、品質低下を発 生させるおそれがあります。その責任を受注者に負わせることはできません。 受注者が支援する場合であっても、要件定義で作成した成果物に対する責任は発注者にあります。 原理原則【10】要件定義書はバイブルであり、事あらばここへ立ち返るもの ベンダ企業を含むステークホルダ間の合意のベースとなるのは常に要件定義書です。設計工程以 降よりも、むしろ、要件定義の合意形成時点での吟味が重要です。「決定先送り型」の要件定義 では、あいまいな海図に基づく航海のようなもので、早晩プロジェクトが破綻します。 ステークホルダ間の合意は、名目的な合意ではなく、実質的な合意であることが不可欠です。 原理原則【11】優れた要件定義書とはシステム開発を精緻にあらわしたもの 要件定義工程では、業務要件を整理・把握し、その実現のためのシステム機能要件をしっかり固 めます。あわせて性能、信頼性、セキュリティ、移行・運用方法などの非機能要件、既存システム 接続要件、プロジェクト特有の制約条件も洗い出します。また、将来の方針を見込んで稼働環境 を定めることが大切です。流行に流されず、ルールを定めることです。 原理原則【12】表現されない要件はシステムとして実現されない この原則は、建築における施工主と工事業者の関係にあるように、発注と受注における常識です。 しかし、情報システム開発においては往々にしてこの原則が成立しない場合があり、「行間を読め」、 「言わなくても常識」、「言った言わない」など表現されない要件が、両者のトラブルの原因になりま す。 原理原則【13】数値化されない要件は人によって基準が異なる 要件定義では、定量化できるものは、極力、数値化します。数えられないものは定義できません。 「大きい、小さい、速い」だけでは、人によって「ものさし」が異なります。 数値化されていても誤りはあります。例えば、使用する単位が違えば結果は大きく変わります。単位 まで含めて確認し、決めなければなりません。 原理原則【14】「今と同じ」という要件定義はありえない 「今と同じ」でも要件定義は必要です。 そもそも同じでよいなら再構築する必要はありません。よくないから再構築するというところから発想し たいものです。 現行システムの調査をする場合は、システムの機能を洗い上げ、新システムの実像を明確にするだ けでは不十分です。現行システムをどう使っているか、という点から調査をしなければなりません。 「そもそも今の要件はどうなっているのか」を問い直し、場合によっては具体的な要件にまで導くことも 必要です。 原理原則【15】要件定義は「使える」業務システムを定義すること 要件定義は、業務にとって「使える」、「役に立つ」、「運用できる」システムを定義することです。 発注者は、それまでのやり方にとらわれることなく、むだな業務や非効率な手順を客観的に評価し、 新業務をゼロベースで再設計することが大切です。 要件定義の場に参加して、議論が横道にそれたり、枝葉末節に陥らないように助言するのは受注 者の役割です。また、受注者は、要件として定義したものが、システム化計画で想定したコストや期 間と比べて過剰なものや、逆にあまりに多くの費用を要さずとも実現可能な要件は勇気を持って変 更を進言しなくてはなりません。 SEC 要件定義・仕様とテストの関係 要件定義

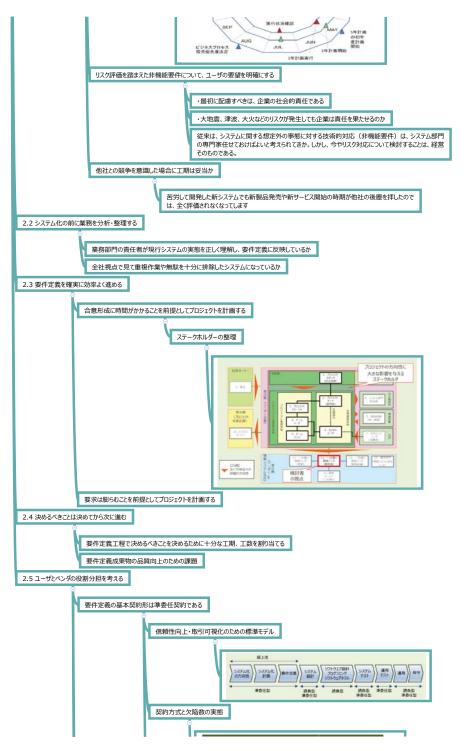


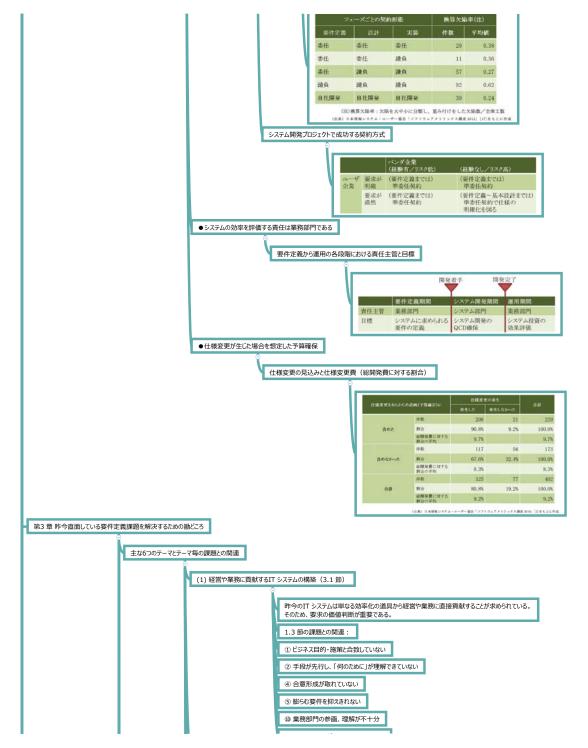


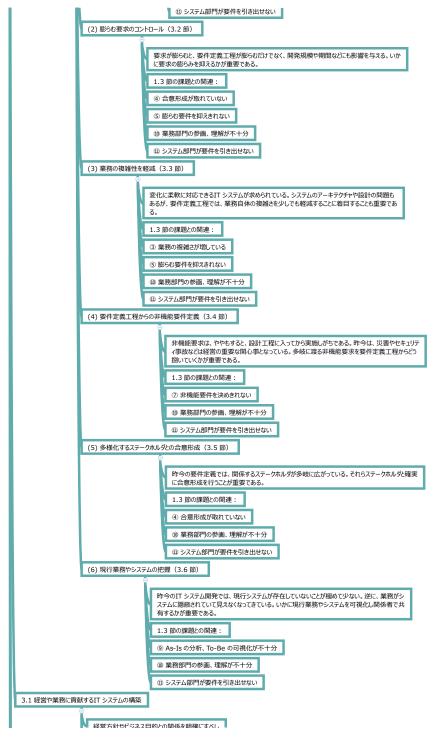


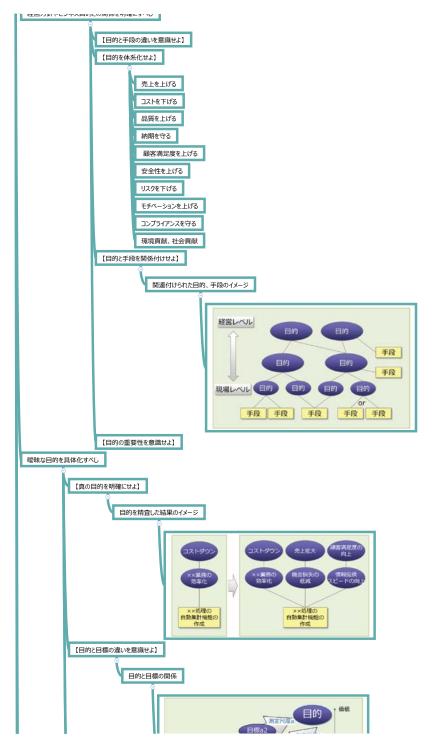


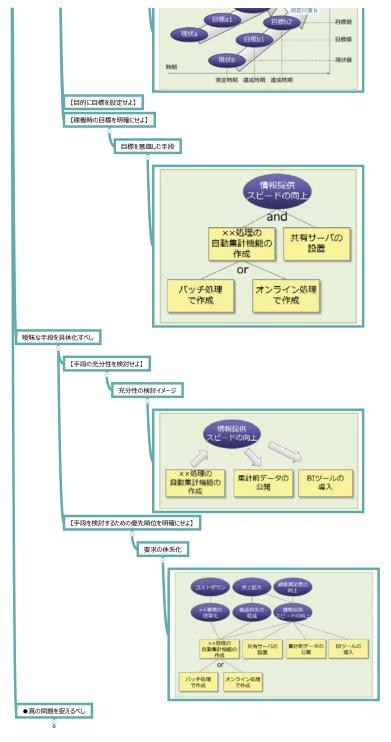


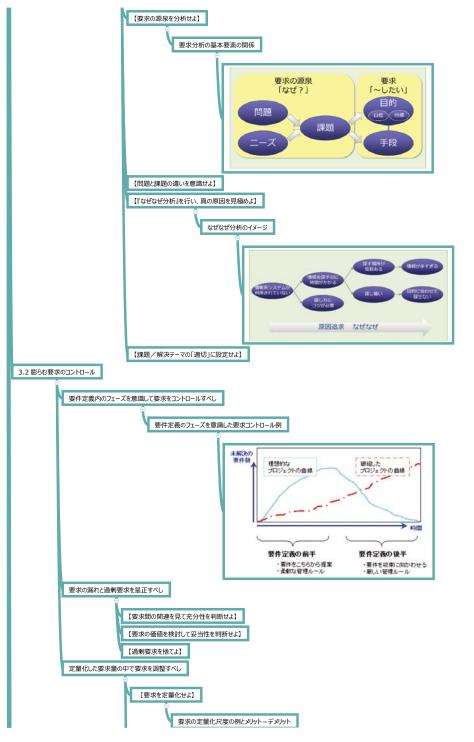


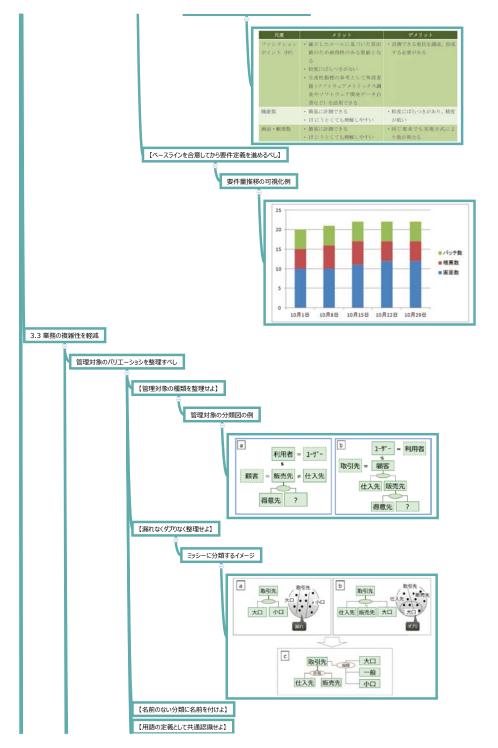


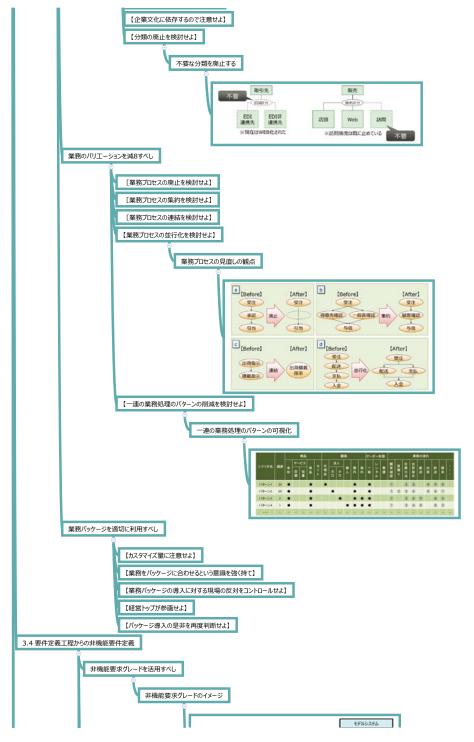


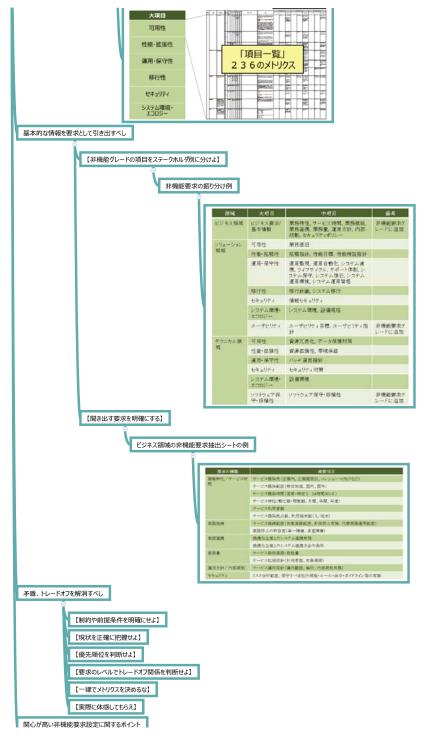


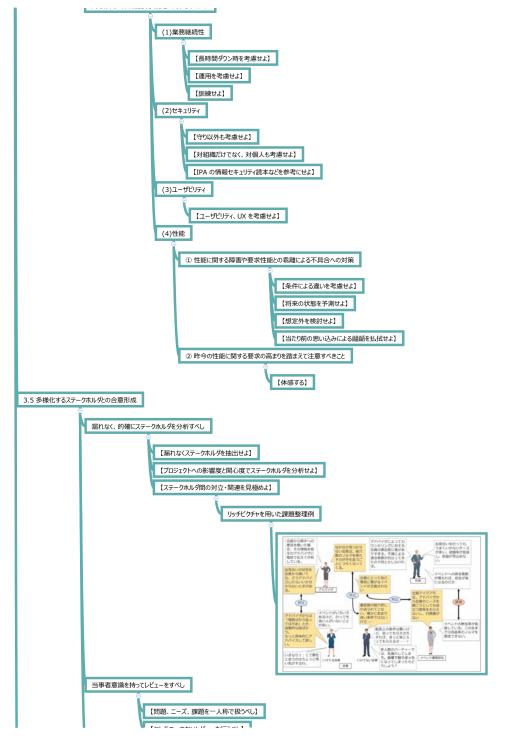


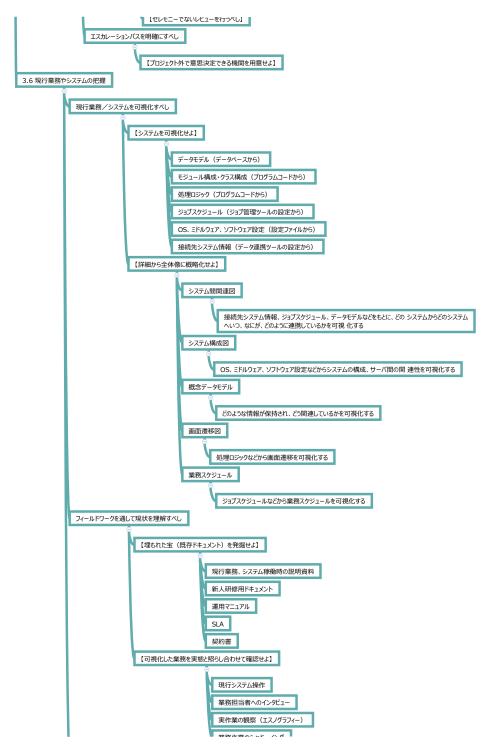


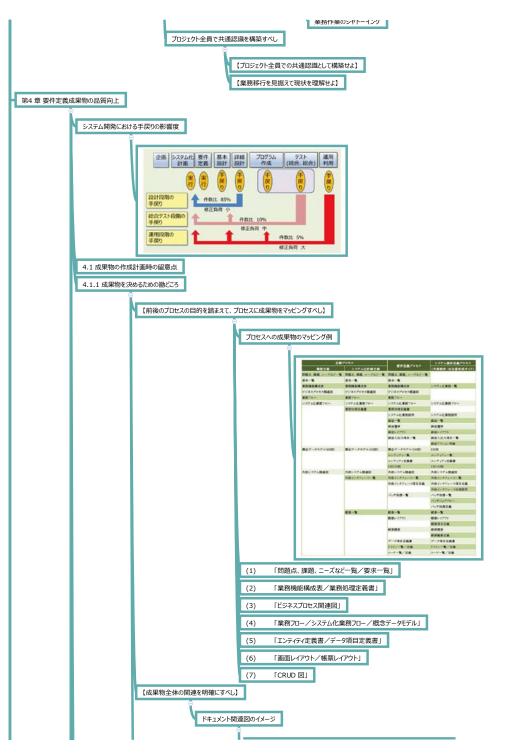


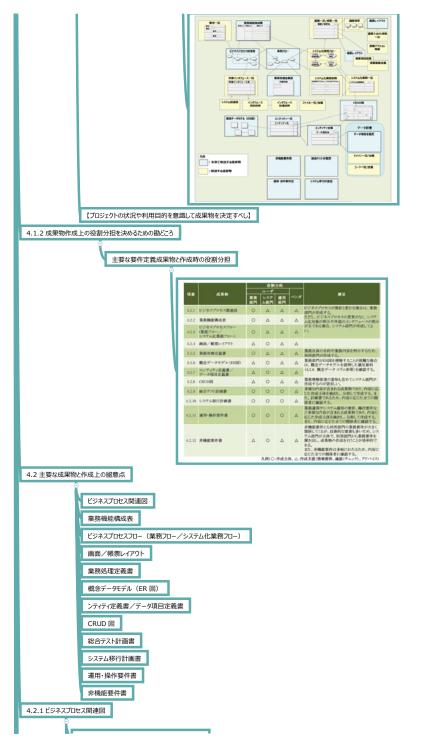


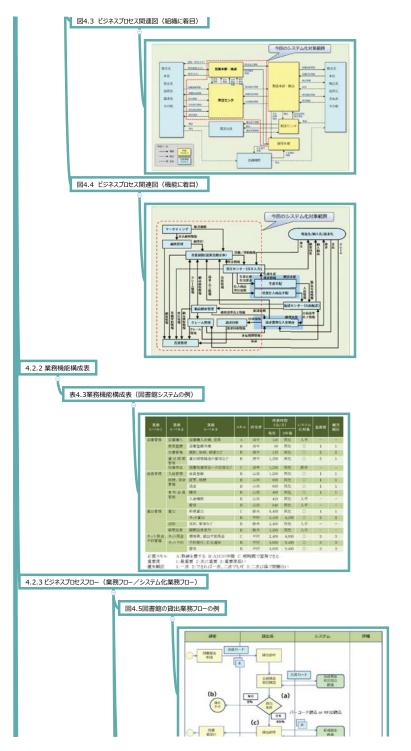


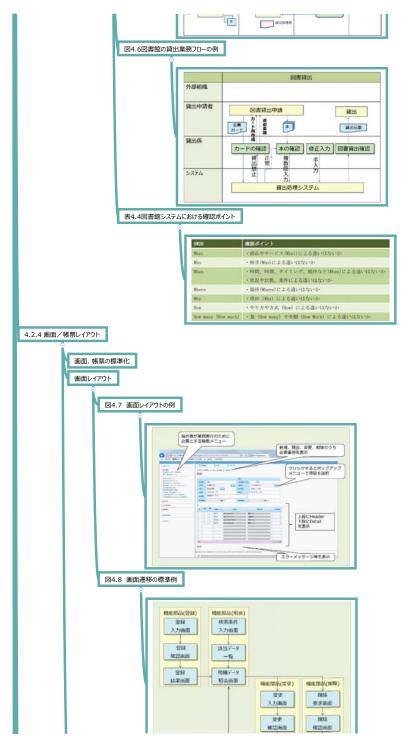


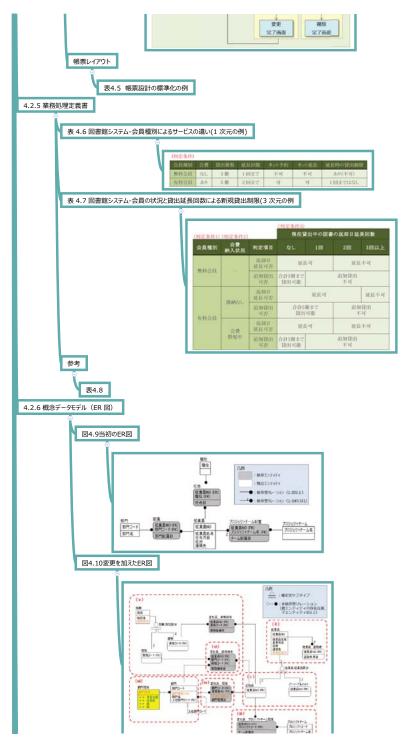


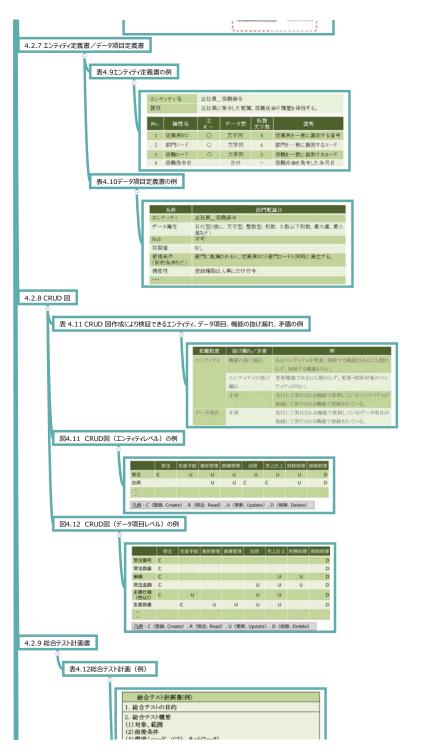


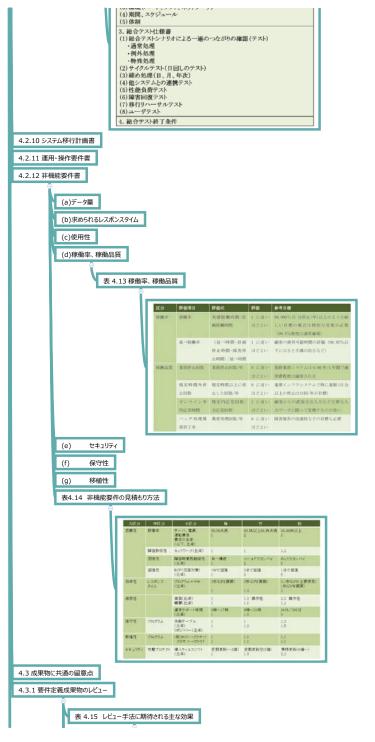


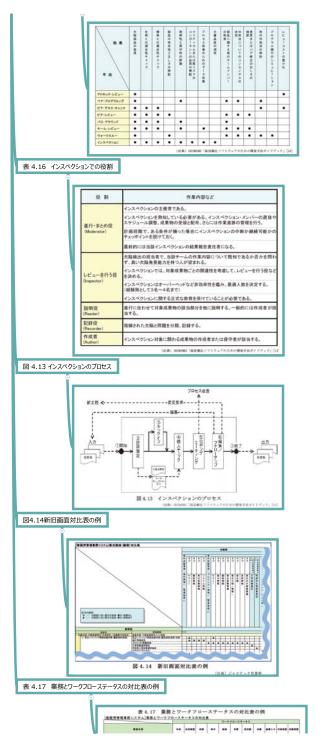


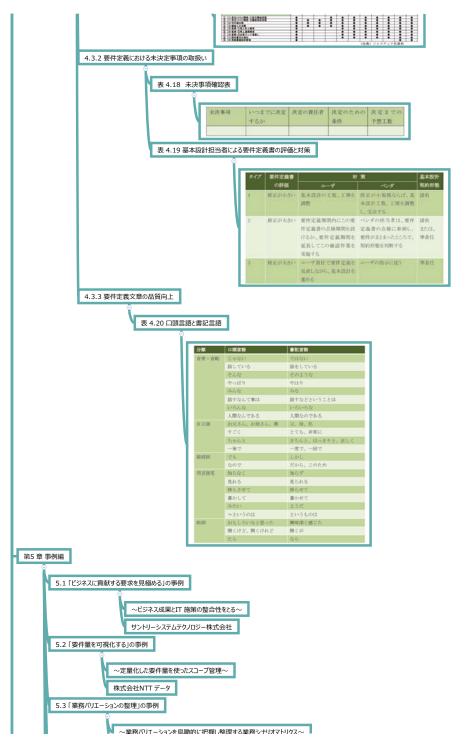


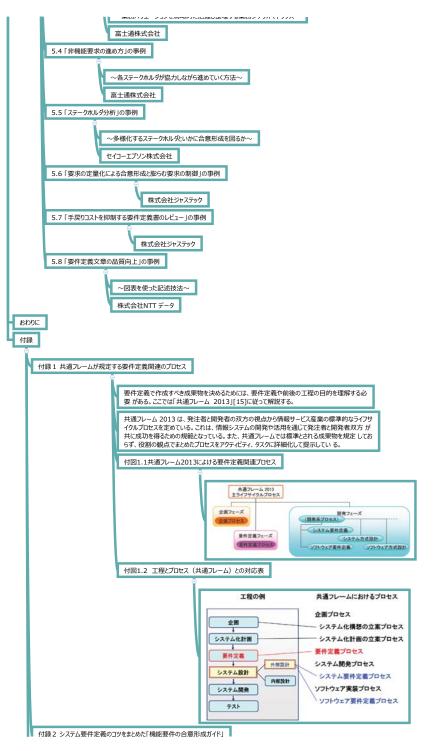












付図2.1本ガイドの成果物で活用可能な「機能要件の合意形成ガイドラインの施策の例」 CONTROL OF THE PROPERTY OF THE する。 0.25000 システム化準的技術の指摘を中、事業を中・物外シアリスが、他の主席集の選択レールの他の下級 対し対応していること、およが生産が行うないが、人がないことを関する。 参考文献 [1] IPA/SEC,「経営者が参画する要求品質の確保 〜超上流から攻めるIT 化の勘どころ〜」 (第 2 版), 2006, http://www.ipa.go.jp/sec/publish/tn05-002.html [2]日本情報システムユーザー協会 (JUAS) 「企業IT 動向調査報告書2016」JUAS, 2016 [3]日本情報システムユーザー協会(JUAS)「ユーザー企業 ソフトウェアメトリックス調査 2016] JUAS, 2016 [4]経済産業省・情報システム・モデル取引・契約書(2007・4), 2007 http:// www.meti.go.jp/policy/it_policy/keiyaku/model_keiyakusyo.pdf [5]日本情報システムユーザー協会 (JUAS) JIIP3 2014 年度報告書, JUAS,2015 [6]IPA/SEC, 非機能要求グレード, 2010, https://www.ipa.go.jp/sec/ softwareengineering/reports/20100416.html . [7]富士通株式会社,要件定義手法Tri-shaping, 2011, http://pr.fujitsu.com/jp/ news/2011/02/9-2.html [8]IPA, 情報セキュリティ読本, 実教出版, 2013, http://www.ipa.go.jp/security/ publications/dokuhon/2006/ 「9]IPA, 情報セキュリティ教本, 実教出版, 2009, http://www.ipa.go.jp/security/ publications/kyohon2/index.html [10]ISO/IEC 25010, Systems and software engineering -Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - System and software quality models, 2011. [11]IPA/SEC,「機能要件の合意形成ガイド」IPA/SEC, 2010 http://www.ipa.go.jp/ sec/softwareengineering/reports/20100331.html [12]日本情報システムユーザー協会 (JUAS)「システム・リファレンス・マニュアル (第1巻)」 JUAS, 2006 [13]SECBOOKS「高信頼化ソフトウェアのための開発手法ガイドブック」IPA/SEC, 2011 [14]JUAS 編.福田修編著[SE を極める 仕事に役立つ文章作成術]日経BP 社、2005 [15] IPA/SEC,「共通フレーム2013~経営者、業務部門とともに取組む「使える」システムの実 現~1, 2013 [16]IPA,グローバル化を支えるIT 人材確保・育成施策に関する調査)概要報告書, 2011,https://www.ipa.go.jp/jinzai/jigyou/global-report.html [17]日本情報システムユーザー協会 (JUAS) 「ユーザー企業 ソフトウェアメトリックス調査 2012]JUAS, 2012 「18]日本情報システムユーザー協会 (JUAS) 「ユーザー企業 ソフトウェアメトリックス調査 2014JJUAS, 2014